〇〇株式会社様・御中

法人版事業承継税制ガイドブック

（贈与税/特例措置〈基本編〉）

sample

令和 5 年 8 月 24 日

〇〇税理士事務所

【はじめに】事業承継税制適用後の手続きについて

納税猶予開始後について順守していただくこと

納税猶予制度開始後、猶予を継続するためには受贈者（ここでは「非上場株式についての贈与税の納税猶予及びの特例」の適用を受けた受贈者を指します。以下同じ。）及び納税猶予対象株式等に係る会社（認定承継会社）は、主に 3 つのことを順守していただく必要があります。

① 年次報告書・継続届出書・その他の提出書類を期限内に提出すること

② 事業を継続すること（特に納税猶予開始後５年間：事業継続期間といいます。）

③ 株式所有を継続すること

それぞれ、猶予継続するための要件が規定されています。

万が一要件が充足されなかった場合には、原則として、納税猶予が取り消され、猶予税額及び利子税を併せて納付することとなります。

猶予継続のためのポイントは、**「臨時的な取引、会社の資本に影響する取引等を実施する場合には、事前に税理士等の専門家に相談すること」**です。

sample

【お問合せ先】
〒000－0000
住所
〇〇税理士事務所
担当者：〇〇〇〇
電話番号：
E－Mail：

目次

I.　法人版事業承継税制認定申請・申告後の手続きフロー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II.　年次報告書及び継続届出書の提出 ・・ 5

III.　一定の事由が生じた場合の納税猶予取消又は免除（認定取消事由・期限確定事由） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

IV.　一定の事由の内容と解説 ・・・ 11

V.　破産等した場合又は経営環境の変化により業績が悪化した場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

VI.　認定承継会社等が被災した場合 ・・ 31

VII.　贈与者に相続が発生した場合 ・・ 32

【免責事項】

当ガイドブック（以下「本書」という。）に記載している事項は、令和5年3月31日時点の法律、法令等に基づき、法人版事業承継税制（非上場株式についての贈与税の納税猶予の特例）に関する基本的な事項をまとめたものであり、一般的なガイダンスに限定されています。法律の適用及び影響は、特定の事実関係によって大幅に異なることがあるため、個々のケースに関しての専門的なアドバイスを提供するものではありません。本書に基づく実務上の判断及び手続き等に関するアドバイスは、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

本書の作成に当たっては細心の注意を払っておりますが、本書の著作者は、間違い、情報の欠落、あるいは、記載している事項の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。本書に記載した事項は、上記の時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

本書の記載内容については、予告なしに変更することがあります。なお、本書の著作者は、本書に記載されている情報によって決定を下した、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

sample

Ⅰ　法人版事業承継税制認定申請・申告後の手続きフロー

（例：令和 2 年に贈与税の納税猶予（特例措置）の適用に係る贈与を受けた場合）

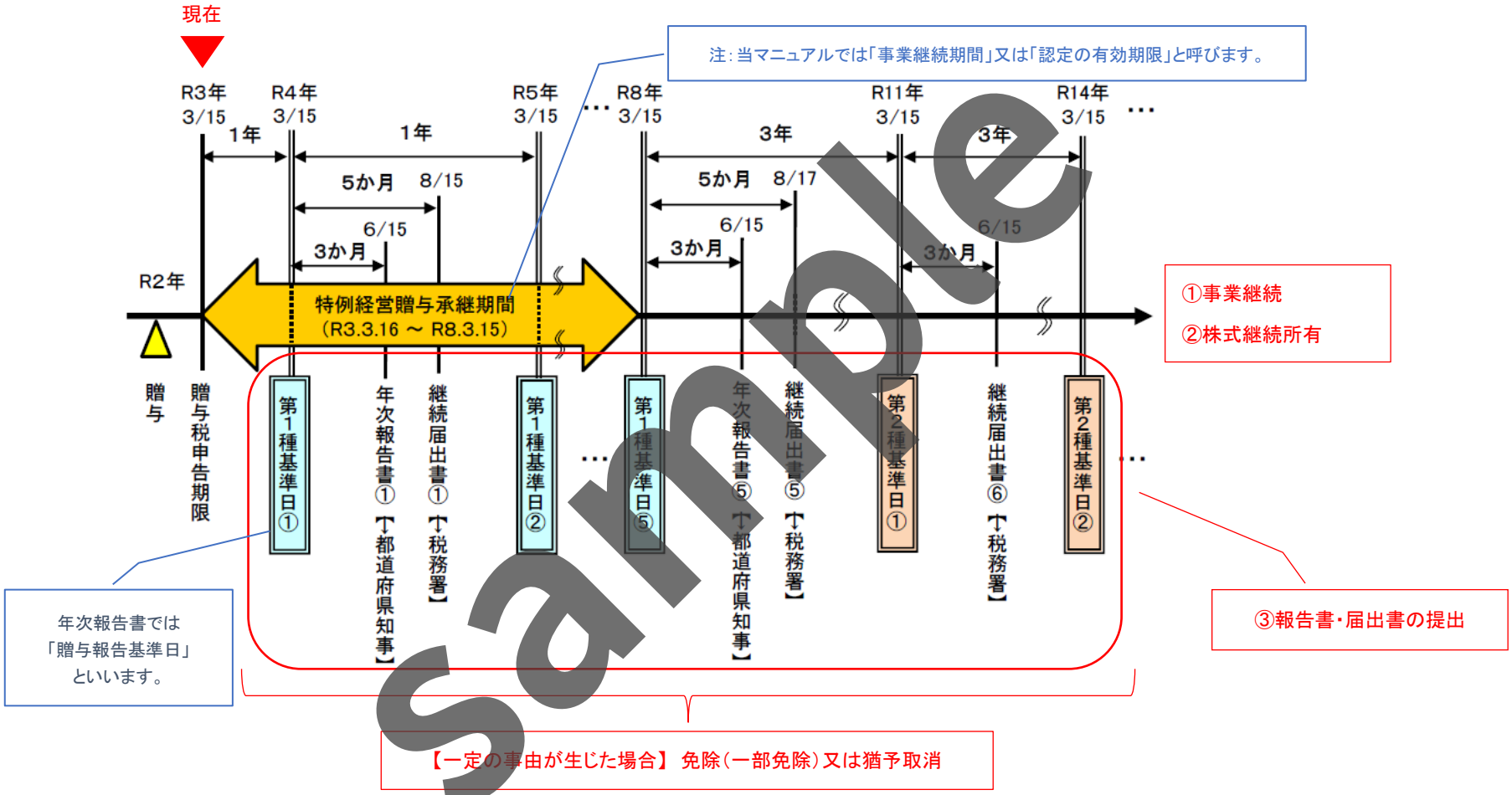

sample

出典：国税庁 HP『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について（情報）〔令和 2 年 7 月 7 日〕』に一部加筆
（https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/181219/pdf/0020006-132_02.pdf）

（事業継続期間の考え方）

【ケース１】×１年に甲から贈与、×４年に乙から贈与された場合

⇒　甲からの贈与に係る特例経営贈与承継期間：×２年３月16日～×７年３月15日

乙からの贈与に係る特例経営贈与承継期間：×５年３月16日～×７年３月15日

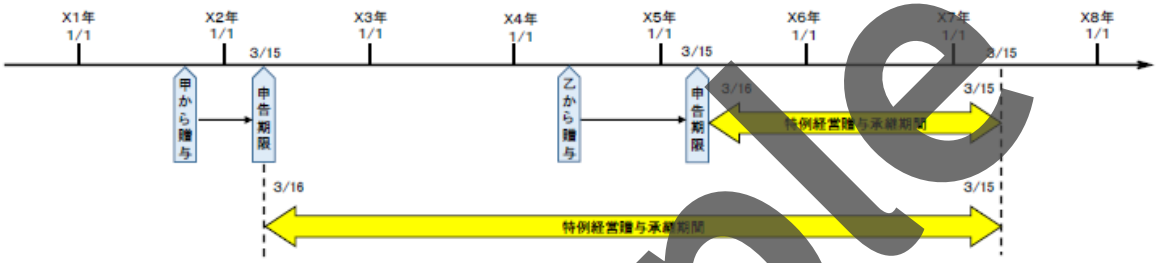

【ケース３】×１年に甲から贈与され、×３年に乙から贈与された後、×５年６月１日に甲が死亡した場合（措置法第70条の７の８第１項を適用）

⇒　甲からの贈与に係る特例経営贈与承継期間：×２年３月16日～×５年５月31日

甲からの承継に係る特例経営相続承継期間：×５年６月１日～×７年３月15日

乙からの贈与に係る特例経営贈与承継期間：×４年３月16日～×７年３月15日

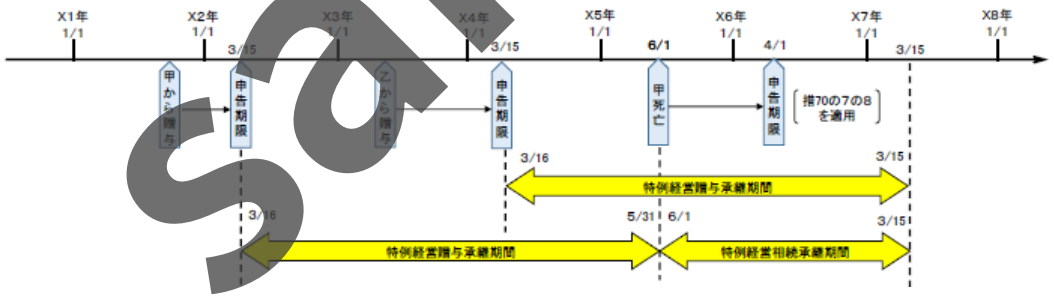

出典：国税庁 HP『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について（情報）〔令和２年７月７日〕』

（https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/181219/pdf/0020006-132_02.pdf）

sample

Ⅱ　年次報告書及び継続届出書の提出

１　年次報告書

認定を受けた中小企業者（以下、「認定承継会社」といいます。以下同じ。）は、原則として、その認定に係る贈与税（又は相続税）の申告書の提出期限から５年間（事業継続期間）、毎年の贈与報告基準日（今回の納税猶予の適用に係る贈与税の申告期限※の翌日から1年を経過するごとの日）の翌日から3か月以内に年次報告書及び所定の書類を都道府県知事に提出しなければなりません。

２　継続届出書

特例の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告期限の翌日から全ての猶予税額が免除されるまで、下記の報告基準日の区分に応じた届出期限までに継続届出書に一定の書類（上記Ⅰの年次報告に係る確認書の写しなど）を添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

⑴　第1種基準日[1]（事業継続期間中：毎年）の場合　　原則[2]として各年8月15日（第1種基準日の翌日から5か月）

⑵　第2種基準日[3]（事業継続期間経過後：3年ごと）の場合　原則として各年6月15日（第2種基準日の翌日から3か月）

sample

[1] 「第1種基準日」とは、事業継続期間内の日で、その会社の株式等に係る最初のこの制度の適用に係る贈与税（又は相続税）の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日をいいます。

[2] 申告期限が延長されている場合には報告期限も延長されるため、届出期限は延長されます（第2種基準日に係る届出期限も同様です。）。

[3] 「第2種基準日」とは、事業継続期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

※　同一の会社の株式等を複数の者から承継した場合

この制度の適用を受けている場合の「申告期限」は、その会社の株式等についてこの制度の適用を受けるための最初の贈与税又は相続税の申告期限となります。

（参考：同一の会社の株式等を複数の者から承継した場合の基準日）

（例）A社の株式を、×１年７月10日に甲から贈与により、×３年６月20日に乙から相続により取得した場合

⇒　乙からの相続についても、甲からの贈与に係る第１種基準日及び第２種基準日（相続税の申告期限（×４年４月20日）の翌日以後のもの）を基準として、継続届出書を提出

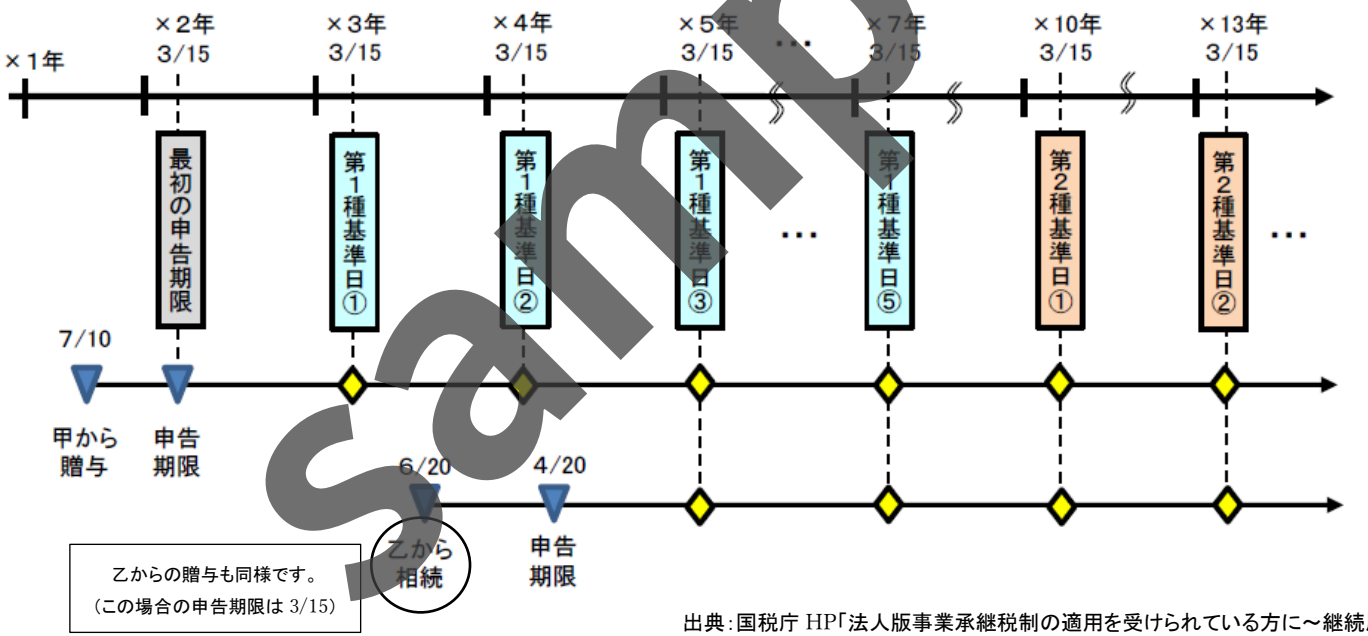

出典：国税庁 HP「法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022005-016_03.pdf

sample

今回の納税猶予に係る贈与に関する基準日及び各書類の届出期限は下記のとおりです。

今回の納税猶予に係る事業継続期間（当該認定の有効期限までの期間）

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

事業継続期間中	第1種基準日	年次報告書（都道府県）届出期限	継続届出書（税務署）届出期限
第1回	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
第2回	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
第3回	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
第4回	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日
第5回	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日

事業継続期間経過後	第2種基準日	年次報告書（都道府県）届出期限	継続届出書（税務署）届出期限
第6回	令和〇年〇月〇日	提出不要	令和〇年〇月〇日
第7回	令和〇年〇月〇日		令和〇年〇月〇日
第8回	令和〇年〇月〇日		令和〇年〇月〇日
第9回	令和〇年〇月〇日		令和〇年〇月〇日
第10回	令和〇年〇月〇日		令和〇年〇月〇日
上記以降	以降3年ごと		以降3年ごと

Sample

Ⅲ　一定の事由が生じた場合の納税猶予取消又は免除（認定取消事由・期限確定事由）

1　一定の事由について

認定承継会社が、一定の事由に該当することが判明し、猶予継続のための要件が満たされなくなったとき、又は免除事由に該当することになった場合には、その納税が取消又は免除（一部免除）されます。この「一定の事由」は、⑴円滑化法に基づくものと⑵租税特別措置法に基づくものの2種類がありますが、おおむね同様の内容となっています。

一定の事由	一定の事由の判定期間	備考
円滑化法	都道府県知事の認定の有効期限まで（原則5年間）	認定の有効期限を経過すると要件充足不要（納税猶予継続）
租税特別措置法	猶予取消又は免除までの期間 （事業継続期間中・事業継続期間経過後の2種類）	事業継続期間（原則5年間）を経過すると猶予継続の要件は緩和

円滑化法に基づく都道府県知事の認定の有効期限が過ぎると、円滑化法に基づく認定取消事由は影響を失います（要件充足の必要がなくなります。）が、租税特別措置法に基づく期限確定事由に関する要件の充足は依然として継続されます。一定の事由の各内容は、一般的に、事業継続期間（認定の有効期限まで）は厳格に規定され、事業継続期間（認定の有効期限）経過後は緩和される傾向にあります。

2　一定の事由に該当した場合の書類の提出手続き

一定の事由に該当した場合には、一定の期日までに、一定の書類を提出しなければなりません。主な書類は下記のとおりです。なお、免除については必要書類の提出がない場合には、その免除がされない場合があります。提出すべき書類、提出方法等は都道府県・税務署又は税理士にご相談ください。

提出先	提出書類	備考
都道府県知事	随時報告書	一定の事由に該当した場合に提出する書類です。
	臨時報告書	贈与者死亡の場合に提出する書類です。
	切替確認申請書	贈与税死亡により、みなし相続に係る相続税の納税猶予への切替えの際に提出する書類です。
	取消申請書	事業承継税制の適用をやめる場合に提出する書類です。
	合併・株式交換等報告	認定承継会社が、合併、株式交換等を実施し認定を承継（猶予継続）させる場合に提出する書類です。
	特例承継計画に関する報告書	雇用確保要件が満たされなかった場合に提出する書類です。
租税特別措置法	免除届出書	贈与者や受贈者の死亡、免除対象となる贈与等により猶予税額の免除を受ける際に提出する書類です。
	（再計算）免除申請書	申請により猶予税額の全部又は一部の免除を受ける際に提出する書類です。

sample

3　一定の事由に該当し場合の納税猶予の取消又は免除

(1)　一定の事由が猶予取消しに該当するもの

原則として、それぞれに定める事由に該当することとなった日から2月を経過する日（それぞれに定める日から2月を経過する日までの間に受贈者が死亡した場合には、受贈者の相続人が受贈者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日）が納税猶予に係る期限となり、この期限までに確定する贈与税額とそれに応ずる利子税を納付しなければなりません。ただし、事業継続期間経過後、これらの一定の事由が生じた場合には、事業継続期間中の利子税は課されないこととされています。

（参考：利子税の計算方法）

利子税の計算方法

○　利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6％の割合で計算します。

なお、各年の特例基準割合が7.3％に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます（0.1％未満の端数は切捨て。令和２年は0.7％に軽減。）。

（計算式）

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合※}}{7.3\%}$$

※　各年の特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています（令和２年は1.6％）。

○　また、（特例）経営（贈与）承継期間を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、（特例）経営（贈与）承継期間の利子税の割合については「年ゼロパーセント」に軽減されます。

出典：国税庁 HP「法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022005-016_03.pdf

(2)　一定の事由が免除（一部免除）に該当するもの

①　届出による免除

受贈者又は受贈者の相続人が、その一定の事由に該当することとなった日以後6月（贈与者が死亡した場合には10月）経過する日までに、上記2の「免除届出書」に一定の書類を添付して納税地の所轄税務署長に提出（一定の場合には宥恕規定があります。）することにより、免除（又は一部免除）されます。なお、免除について、必要書類の提出がない場合には、その免除がされない場合がありますのでご注意ください。

②　申請による免除

sample